

## 第1回株式会社の不正使用防止のための公証人の活用に関する研究会 議事概要

日 時：平成30年1月29日（月）10：00～12：00

場 所：法務省民事局会議室

出席者

有識者

岩原座長，加藤委員，角田委員，内藤委員，辺見委員

法務省

小野瀬民事局長，金子官房審議官，野口総務課長，松井商事課長，竹林参事官，  
竹下登記所適正配置対策室長

オブザーバー

田中財務省副財務官，種村財務省大臣官房企画官，加納消費者庁参事官

参考人

大野公証人，高井公証人

事務局より，本研究会の趣旨，目的等について説明があった後，公証人が，定款  
認証手続において，設立される株式会社の実質的支配者の申告を受け，それをデー  
タベース化する方策について，討議が行われた。主な意見は次のとおり。

### 議事概要

- ・ 【小野瀬民事局長】 法人の悪用は，資金洗浄・テロ資金供与等に利用されること等の観点から問題となっており，平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」において対策を強化することとされるなど，我が国において，重要な課題となっている。この課題については，国際的にも重要性が認識されており，各国において様々な取組が行われているようであるが，近年，我が国と同様に会社の設立に公証人が関与するという大陸法系の法制を採る国の間で，特に，法人の実質的支配者を把握するという観点から，公証人を活用するという取組が行われており，そのような取組が国際的に評価されていると承知している。法務省としても，設立件数が最も多く，取引社会の中心を担う株式会社に関して，その不正利用防止のための公証人の活用について，研究を行い，今後の新たな取組につなげていきたいと考えている。
- ・ 【田中副財務官】 財務省は，FATF（ファトフ）の主管省庁であり，FATF勧告の国内実施や，FATF加盟国で行われるFATF勧告の履行状況に関する相互審査への対応を進めている。日本は，2019年から2020年にかけて，FATFの第4次審査（相互審査）を受けることとなっており，日本のテロ資金対策が遅れているという評価を受けることのないよう，関係省庁と協力して，この取組を加速している。また，日本は，2019年のG20の議長国になることとなっており，国際的な資金対策を主導する立場にある。

本日の研究会では，株式会社設立時に，公証人による定款認証において，実

質的所有者を確認し、データベース化するという事などを検討するという事であり、これが実現すれば、F A T F 勧告で求められている法人の実質的所有者の透明性確保への大きな前進となると考えている。今般の法務省の取組に感謝する。本検討会は、非常に重要な取組であり、財務省としても、できる限りサポートしたいと考えている。

- ・ 【岩原座長】公証人が、定款認証時に、実質的支配者を申告させる方策についてどのように考えるか。
- ・ 【辺見委員】実質的支配者の把握を公証人にやってもらうことになることになると、これまでの公証業務に更に仕事加わるのか、今までの作業とどういう点が変わってくるのか。
- ・ 【岩原座長】実質的な所有者を確認するというのは、公証人法のどの規定に基づくものとして整理するのか。
- ・ 【岩原座長】最高裁判決で、募集設立の場合の発起人については、実質的な資金を出した人が実質的な株主になる。それに対して、発起設立の発起人については、発起人として定款に名前を記載した者が発起人とされるというのが通説である。判例はないが、資金を出した人が別であっても、発起人が実質的な株主、発起人として記載されていれば、というのが今のところ多数説である。発起設立であれば、発起人の名前を確認すれば、一応法律上の最初の実質株主でもあるということになるのであろうが、それで、F A T F の要求していることに応えていることになるのか。
- ・ 【岩原座長】公証人法第 2 6 条の違法性の中に、犯収法等における違法性が入っているという整理か。
- ・ 【内藤委員】会社の実質的支配者に関する情報、株主に関する情報について公証人が株式の譲渡の際に関与していただくということによって、将来的な話になってくるが、株式会社の株主の情報を、より真実性の高いものにしていくということは、重要なことになってくるのではないかと思う。シンガポールが数年前に会社法を改正した際に、非公開会社については、株主名簿の管理を会社が行わずに、当局に登録させることで、それで実質的な株式移転の効力も生じさせるような改正が行われたと聞き及んでいる。その部分を公証人に担っていただく、それも設立の際から、定款認証の形で継続的に担っていただくということで、株式会社の株主に関する情報がきちんと整備されるようになり、株式会社も会社法に則って適切に運営していくような体制になっていくのではないかと考える。
- ・ 【岩原座長】株主名簿を公証人が管理するという事か。
- ・ 【内藤委員】そういった構成もあり得るのではないか。公証人は管轄があり、例えば私の地元の京都であれば、京都地方法務局の所属である。会社はそれぞれ管轄の法務局に登録申請をすることになっているので、そのあたりをリンクさせれば、適切な運営がされるのではないかと考える。
- ・ 【岩原座長】それを実現するためには、会社法を改正する必要がある。確かに、スペインみたいに、公証人が常に株式譲渡するときに関与しないといけないと

いうことを日本で実現しようとする、というアイデアが出てくるのか。

- ・ 【岩原座長】 新たな業務と公証人法第1条の公証人の権限の規定との関係をどのように整理するか。また、新たな業務に関して、公証人が、責任を負うようなことはあるのか。
- ・ 【辺見委員】 通常は出資者なり発起人が、実質的支配者であると推定されるであろうが、それ以外に、実質的支配者を申告させるという場合、真の所有者を特定するということを目指すのか、それとも、その人自体が実質的支配者であるという確認するということなのか。
- ・ 【加藤委員】 実質的支配者であることを確認するという制度設計なのか、それとも、別にいる実質的支配者をあぶりだすという制度設計にするのかで、具体的な制度のイメージも違ってくると思う。
- ・ 【角田委員】 出発点として、公証人が行っている定款認証という業務の重要性というものを、今一度確認しておくという視点が非常に重要ではないかと考える。それから、この機会に、消費者被害という実態を踏まえた上で、偽名での法人登記があるとか、そういう法人が不正利用されているのをどのように阻止すればいいのかを考えるべき。議論は、マネーロンダリングのみに絞るのではなく、消費者被害を防ぐという視点もぜひ考慮に入れていただきたい。
- ・ 【辺見委員】 株式会社の設立にあたり、実は発起人として名前が出ている人ではなく、ほかに実質的支配者がいるのではないかと、要するに、囑託人と話をしてみると、事業目的もよく分かっていないようだし、会社設立後どういうふうな事業展開していくのかもどうも曖昧だと、この裏に誰か実質的支配者がいるのではないかと、そのような面談の流れの中で、実は裏に反社会的勢力がいるのかなど、そういう会社を作るわけにはいかないとか、これはやはりこのまま設立手続を進めさせて、株式会社として成立させて、社会で犯罪の温床になるのはまずいなということを感じ取っていただくというところで、実質的支配者のあぶりだしというのが、公証人がおやりになっている認証手続の中で実現していくというのは、非常に大事ではないか。実は真の所有者が不適法な経済活動を行う可能性がある、それを防止する防波堤になっていただくという意味での当事者の特定や定款認証を充実させていただき、しっかりやっていただきたいということを非常に強く思う。今、公証人がおやりになっている当事者との面接・面談や定款認証の過程での作業、こういったものを充実させていくためにどうしていくのかということは、非常に関心がある。
- ・ 【岩原座長】 申告してきた人が本当の実質的な支配者ではない場合に、定款認証を拒否する法的理由をどのように整理するか。

以 上